

石狩市監査委員公表第1号

平成30年度監査結果（後期）に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から平成30年度監査結果（後期）に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和元年7月25日

石狩市監査委員 百井 宏己

石狩市監査委員 花田 和彦

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
平成30年度 定期監査	企画経済部 企画課	予定価格調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決定権者は部長となるが、課長が決定していた。	予定価格調書について、石狩市事務決裁規程第4条に基づき、決裁区分の再確認を行った。 今後、予定価格調書の作成に当たっては、課長と主査の2名で、石狩市事務決裁規程を確認した上で、適正な決定権者で行うことを担当内で確認した。
平成30年度 定期監査	企画経済部 政策担当	出張において、出張命令簿に記入のないものがあった。	出張命令簿に記載漏れが無いよう、課内スケジュール表と出張予定表を連動させ、課内共有事項として取り扱う。
平成30年度 定期監査	企画経済部 政策担当	出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。	出張命令簿に記載漏れが無いよう、課内スケジュール表と出張予定表を連動させ、課内共有事項として取り扱う。
平成30年度 定期監査	財政部 納税課	滞納処分費において、滞納処分費の確定額の百円未満の端数が切り捨てられていなかった。	監査の指摘を受けた段階で直ちに地方税法を確認し、滞納処分費の変更など所定の事務手続きを行った。 今後、諸手続きを進めるに当たっては、同様の誤りを繰り返さないよう地方税法等を把握したうえで、適正に事務処理することを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	財政部 納税課	臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。	監査の指摘を受けた段階で直ちに事実関係を確認し、翌月（11月支給分）の賃金支払い時に調整を行った。 今後、賃金支払事務を行う際は、出勤簿や休暇簿の突合を徹底したうえで支払明細表や臨時賃金支出チェックリストを精査するなど石狩市臨時職員取扱要綱に基づいた事務処理を行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	財政部 税務課	固定資産税延滞金（償却資産）において、延滞金の計算の基礎となる税額の千円未満の端数が切り捨てられていなかった。	地方税法第20条の4の2第2項に基づき平成30年11月13日付けで不申告延滞金算定に係る是正処理を行った。 今後、不申告延滞金算定事務を行う際には、関連法令の適用について正確な確認をし、地方税法に基づく適正な事務処理を行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	財政部 税務課	臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。	石狩市臨時職員取扱要綱第13条に基づき平成30年11月10日付けで支給調整処理を行った。 今後、賃金支払い事務を行う際は、支払明細表その他関係書類を確実に精査するとともに、出勤簿及び休暇簿の突合を徹底し、石狩市臨時職員事務取扱要綱、事務処理マニュアル等に基づいた事務処理を行うことを課内で確認した。

平成30年度 定期監査	環境市民部 市民課	臨時職員の通勤手当の支給日 数に誤りがあった。	石狩市臨時職員取扱要綱第13条に基 づき、平成30年11月20日付けで所定の 事務手続きを行った。 今後、諸手続きを進めるに当たって は、休暇簿と出勤簿の突き合わせを 行った上で、適正な手順で行うことを 課内で確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 子ども家庭 課	交付金において、交付申請時 の完了予定までに完了してい ないが、遅延報告書の提出が されていなかった。	今後、交付申請書に記載の完了予定 日までに完了しない旨の連絡を受けた 場合は、石狩市補助金等交付規則第15 条第4項の規定の趣旨に基づき、必ず 遅延報告書の提出を求めることを課内 で確認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 厚田保育園	出張命令簿において、出張命 令権者の決裁漏れがあった。	出張命令簿に記載漏れが無いよう、 課内スケジュール表と出張予定表を連 動させ、課内共有事項として取り扱 う。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 厚田保育園	臨時職員の任用決議書と支出 負担行為が一致していなかつ た。	今後の事務執行については、関係法 令に基づき、任用決議書等を十分精査 した上で、適正に行うことを園内で確 認した。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 厚田保育園	臨時職員の任用日数の変更の 決裁がされていなかった。	今後、非常勤職員・臨時職員事務の 手引き等を改めて確認するとともに、 日数変更があった場合には速やかに変 更の決裁を作成するよう園内で確認し た。
平成30年度 定期監査	保健福祉部 厚田保育園	臨時職員の出勤簿が作成され ていなかった。	臨時職員の出勤簿について、石狩市 臨時職員取扱要綱第11条に基づき、平 成31年2月中において、臨時職員の出 勤簿を作成した。 今後、速やかに出勤簿を作成するよ う園内で徹底した。
平成30年度 定期監査	建設水道部 建設総務課	行政財産の目的外使用におい て、事務決裁規程では決裁権 者は部長となるが、課長が決 裁していた。	今後、手続きを進めるに当たって は、石狩市事務決裁規程第4条別表第 1(1)17に基づき細心の注意を払っ て適正な手順で行うことを課内で確認 した。
平成30年度 定期監査	建設水道部 建設総務課	賃貸借において、長期継続契 約が可能な契約であるが、予 算措置がなく複数年で契約し ていた。	今後、手続きを進めるに当たって は、地方自治法第234条の3に基づき、 適正な手順を行うことを課内で確認し た。
平成30年度 定期監査	厚田支所 市民福祉課	臨時職員の出勤簿が作成され ていなかった。	該当する臨時職員について、石狩市 臨時職員取扱要綱第11条及び石狩市職 員服務規程第4条に基づき、平成30年 12月17日付けで出勤簿を作成した。

平成30年度 定期監査	浜益支所 市民福祉課	修繕において、予定価格が定められていなかった。また、執行決議書の内訳書、完了検査印がなく、見積合せ結果の記入に誤りがあった。	今後、契約手続きにおける書類作成については、契約マニュアル及び関係規定に基づき適正に処理することを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	浜益支所 市民福祉課	賃貸借において、長期継続契約が可能な契約であるが、予算措置がなく複数年で契約していた。	指摘を踏まえ、地方自治法第234条の3に基づき当該賃貸借契約を契約期間平成31年4月1日から平成34年3月31日までの長期継続契約として締結した。
平成30年度 定期監査	浜益支所 市民福祉課	賃貸借において、契約書の借入面積と契約書合冊の占用図における面積に相違があり、賃借料計算の根拠が不明となっている。	指摘を踏まえ、改めて現況及び現行資料を精査の上、適切な積算根拠をもって契約を見直した。その結果、面積及び年額を変更する契約(変更契約書)を平成31年4月1日付けで締結し、契約終期は現行契約の平成33年3月31日までとした。 なお、契約満了時の翌年度からの更新については、3年間を契約期間とする長期継続契約とするものとした。
平成30年度 定期監査	浜益支所 市民福祉課	賃貸借において、借用単価の積算根拠が示されていなかった。	指摘を踏まえ、当該賃貸借契約を改めて平成31年4月1日から長期継続契約にて締結するにあたり、借用単価の積算根拠を貸付人に提示し、承諾を得て締結した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 学校教育課	交付金において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	指摘を踏まえ、今後行う諸決裁については、石狩市事務決裁規程に基づき都度決裁区分を確認し、適正な手順で行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 石狩市民図書館	臨時職員賃金の支給額の計算に誤りがあった。	石狩市教育委員会臨時職員取扱要綱別表(第2条、第3条関係)備考1に基づき、平成30年11月30日付けで所定の事務手続きを行った。 対応策として、過去の任用実績が少ないことから、今回指摘対象となった司書A(日額採用)を廃止、事務手続きを進めるに当たっては、石狩市教育委員会臨時職員取扱要綱をよく確認した上で、適正な手続きを行うことを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 厚田生涯学習課	臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。	平成30年12月17日付けで任用決議を修正する決定書を作成する手続きに変更し、課内周知した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 厚田生涯学習課	臨時職員の出勤簿が作成されていなかった。	該当する臨時職員について、石狩市臨時職員取扱要綱第11条及び石狩市職員服務規程第4条に基づき、平成30年12月17日付けで出勤簿を作成した。

平成30年度 定期監査	生涯学習部 浜益生涯学 習課	賃貸借において、長期継続契 約が可能な契約であるが、予 算措置がなく複数年で契約し ていた。	地方自治法第234条の3に基づき不動 産を借り受ける場合は、長期継続契約 を締結できることを確認し、次期契約 更新時に長期継続契約に基づく適正な 契約事務を執り行うことを課内で確認 した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 浜益生涯学 習課	賃貸借において、借用単価の 積算根拠が示されていなかった。	指摘を踏まえ、次期契約更新時にお いて、現行の借用単価に係る積算根拠 を明確にすることを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 浜益生涯学 習課	執行決議書において、添付さ れている契約書（案）に誤り があった。	今後、契約締結において執行決議書 と内容が異なる場合は、契約締結決議 書において変更後の契約書で決裁をす ることを課内で確認した。
平成30年度 定期監査	生涯学習部 浜益生涯学 習課	業務委託において、覚書締結 の決裁がされていなく、報告 書も作成されていない。ま た、執行決議時の契約書 （案）と締結した契約書が異 なっていた。	覚書も契約書と同様の契約行為であ ることから、内部決裁を経なければなら ないことを課内で確認した。 なお、当該契約は施設セキュリティ に関する業務内容であり、石狩市長 期継続契約を締結することができる契 約を定める条例第2条に基づく長期継 続契約が可能な契約である。 このことから、平成31年度契約にあ たっては、5年の長期継続契約とし、 平成31年4月1日契約関係手続きが完 了した。
平成30年度 財政援助団体監査	特定非営利 活動法人石 狩国際交流 協会	日々の金銭収入については、 支出に充てることなく、直 ちに一旦取引金融機関に入 金しなければならないが、 支出に充てているものがあ った。	日々の金銭収入について、特定非 営利活動法人石狩国際交流協会会計規 程第18条に基づき、全ての金銭収入 を収入確認書により確認を行うととも に、一旦取引金融機関に預入れするこ とを徹底する。
平成30年度 財政援助団体監査	特定非営利 活動法人石 狩国際交流 協会	小口払用現金は、定額資金 前渡制度により5万円を保 管限度額として毎月末日 に精算することとなっている が、精算がされず、保管 限度額を超えることもあ った。	小口払用現金について、特定非 営利活動法人石狩国際交流協会会計規 程第20条第2項に基づき、5万円を 保管限度額とすることを遵守するととも に、同条第3項に基づき、毎月末日 及び不足の都度、小口払用現金精算書 により精算することを徹底する。
平成30年度 指定管理者監査	保健福祉部 スポーツ健 康課	協定書第35条において義務 付けられているマニュアル の作成について、作成状 況を把握していなかった。	協定書第35条において義務付け られている緊急時対策、防犯・防 災対策についてのマニュアルを作成す るよう指導を行った。